### 安全保障関連法に反対する学者の会

日本社会をどう創り変えるか 一市民・科学・未来—

〈学術会議問題〉とは何か? 一任命拒否から1年半のいま考える一

> 小森田秋夫 (神奈川大学)

#### 一任命拒否問題—

- \*任命拒否から1年半。第25期の半ばにさしかかっている。通常であれば 年内には基本方針を定め、2023年はじめから選考プロセスが始まる。
- \*学術会議の態度: 2020.10以来、①任命されない理由の説明、②速やかな任命、を持続的に要求。
- \*岸田首相の態度:「当時の菅総理が任命権者として最終判断したものであり、一連の手続は終了していると承知している」、「今後対話を重ねていくことが重要」。窓口は松野官房長官(2022.1.13の梶田会長との会談)。
- \*法定された210名の定数に6名の欠員が生じるという違法状態が続いている。違法状態を正す責任は、現総理大臣にある。
  - 次期会員の選考において任命拒否が繰り返されない保証がない。
- \*任命拒否の不当性・違法性を主張し続けることが必要。 その一環として、任命拒否に至る経緯についての当事者6名と法律家(学 者・弁護士)による情報公開請求。
  - 任命拒否について「理論武装」した2018.11.13の学術会議事務局名の文書の作成過程の全面開示要求と批判も必要。

- \*学術会議の〈あり方〉問題とは?
  - ・学術会議のあり方に問題があるから任命拒否が行なわれたかのような、 虚偽をまじえた言説・雰囲気の中で出てきた。
  - ・しかし、菅首相は任命拒否を合理的に説明できるような〈問題〉を示すことはできなかった。残ったのは「前例踏襲」の拒否(=定着した 法解釈と慣行の否定)だけ。
  - ・ 〈任命拒否〉問題と〈あり方〉問題とが二元化されている。形式的 には分離されているが、実質的には〈任命拒否〉問題の未解決が〈あ り方〉問題の議論に負荷を与えるという形で結びついている。
  - ・〈あり方〉問題は、一面では問題そらしであるが、他面では現実的背景があると考えるべきである。①独立性を尊重されるべき機関を掌握しようとする、警察官僚によって支えられた安倍=菅的な統治思想、②防衛装備の開発に大学や国立研究機関を取り込み、それに対する障害を取り除こうとする国防族的関心、③人文・社会科学を含めた科学を日本経済再生の鍵としてのイノベーションの推進のために動員しようとする、科学技術政策的(経産族的)関心。

- \*学術会議の〈あり方〉問題とは?
  - ・現行制度を前提とした活動の〈改善〉: **〈あり方〉問題A** どのような組織でも常に必要。学術会議もそれを行なってきた。
- \*現在の学術会議の制度的骨格
  - ①科学者の**内外に対する代表**機関であること。
  - ②人文・社会科学と自然科学の**全分野**を包含していること。
  - ③主として**科学的助言**という職務を**独立**して行なう**国の機関**であり、**国 家予算**によって維持されていること。
  - ④コオプテーション(自己推薦)という方式で科学者自身が会員候補者 を**自律的に選考**していること。

## \* **自民党「政策決定におけるアカデミアの役割に関する検討プロジェクトーム」の提言」(2020.12.15)**→〈あり方〉問題Bの提起

- ・「**政策のための科学**」の機能を十分にはたしているとは言いがたい。「政 治や行政が抱える**課題意識、時間軸等を共有**」すべきである。
  - ・独立行政法人・特殊法人・公益法人など**法人格をもつ組織形態**に変えて、 「**独立**した新たな組織として再出発」すべきである。
- ・専門分野別の分科会等は廃止し、テーマ別に**プロジェクト・ベース**で委員会を設置することが望ましい。会員は法人の構成員とはならず必要に応じて プロジェクトに参画する、という組織形態も考えられる。
- ・会員の選出方法について、コ・オプテーション方式を引き続き維持する場合は「より透明で厳格な運用」が求められる。会員による推薦以外の道を確保し、「政策検討への参加経験」も考慮し、企業・産業界の研究者・実務者からの登用などを検討すべきである。3つの部に同数が割り当てられていることについては、議論の余地がある。
- ・「少なくとも当面の間」は運営費交付金等により「基礎的な予算措置」を続ける必要があるが、「政府や民間からの調査委託研究による競争的資金の獲得、会員や各学会からの会費徴収、民間からの寄付等による**自主的な財政基盤**」を強化すべきである。

#### \*学術会議幹事会「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて(中間報 告)」(2020.12.16)

- ・「日本学術会議のよりよい役割発揮に向けた活動の点検と改革案について」 → 2020.10以来行なってきた〈あり方〉問題Aについてのまとめ
- 「日本学術会議のよりよい役割発揮に向けたさらなる検討状況について」
- →〈あり方〉問題Bについての応答:現行の設置形態は「国際的に広く共有された」ナショナル・アカデミーに求められる5要件を充たしている
- \*学術会議総会「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」 (2021.4.22)
- →〈あり方〉問題B:「現在の国の機関としての形態は、日本学術会議がその役割を果たすのにふさわしいものであり、それを変更する積極的理由を見出すことは困難」。
- \* 学術会議幹事会「科学的助言機能・『提言』等の在り方の見直しについて (案)」、「会員選考プロセスの見直しについて(検討案)」 (2021.12)→〈あり方〉問題A—「独立性」に留意した改善案

前者について会則改正:「見解」の新設などの整理(2021.12.3総会) 後者について2022.4総会で「会員選考方針」を決定、公表する予定。

- \*総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)有識者議員による「政策討議」 ← 井上科学技術担当相
  - ・2021.5から2022.1まで。有識者議員が学術会議から検討状況について聴取しながら議論する、という形。
- \*政府に直結したトップダウン的組織であるCSTIと、政府から独立したボトムアップ的組織である学術会議は、いずれも内閣府に属する 「車の両輪」と言われることがある。
- \* しかし、 CSTIは科学技術政策の「司令塔」として役割が大きくなる一方であるのに対して、政府の政策形成において学術会議は周辺化されてきた。 そのような CSTIが学術会議の〈あり方〉を議論する、という位置関係になっている。

議長		岸田 文雄	内閣総理大臣
議	閣僚	松野 博一	内閣官房長官
		小林 鷹之	科学技術政策担当大臣
		金子 恭之	総務大臣
		鈴木 俊一	財務大臣
		末松 信介	文部科学大臣
		萩生田 光一	経済産業大臣
	有識者	上山 隆大(常勤議員)	元政策研究大学院大学教授・副学長
		梶原 ゆみ子(非常勤議員)	富士通株式会社 執行役員常務
		小谷 元子(非常勤議員)	東北大学理事·副学長 東北大学材料科学高等研究所 主任研究者 兼 大学院理学研究科数学専攻教授
		佐藤 康博(非常勤議員)	株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役会長 (一社)日本経済団体連合会副会長
		篠原 弘道(非常勤議員)	日本電信電話株式会社(NTT)取締役会長 (一社)日本経済団体連合会副会長・デジタルエコノミー推進委員会委員長
		橋本和仁(非常勤議員)	国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長
		藤井 輝夫(非常勤議員)	東京大学総長
	関係機関の長	梶田 隆章(非常勤議員)	日本学術会議会長

#### \*「政策討議取りまとめ」(2022.1.21、有識者議員7名の連名)

- ・任命問題は議論の対象としない、という前提。
- 「緊急的課題や中長期的、俯瞰的分野横断的な課題」についての科学的助言の役割をどうはたさせるか、が基本的視点。
- ・学術会議における検討状況(〈あり方〉問題A )を反映する内容となっている。
- ・政策討議の過程では〈あり方〉問題Bにかかわる意見がさまざまに出されているが、「取りまとめ」では比較的抑制されている。例えば、選考のあり方については、主として上記の視点からの候補者の基準について論じ、「第三者委員会」の設置のような提案は組み込まれていない。ただし、全体として「ステークホルダー」との意思疎通の必要性が強調されている。
- ・〈あり方〉問題Bの核心である組織形態については、上記の視点から見て「現在の組織形態が最適なものであるという確証は得られていない」として判断を留保している。「独立性」という視点は強調されていない。

- ・しかし、期待された役割をよりよくはたすための「リソースや組織体制」を問うという通路で、〈あり方〉問題Bに道が開かれている。
  - 「リソース」は〈あり方〉問題Aの枠内でも論じられるはず。
- ・「改革のフレームや時間軸」についての考え方や具体的な進め方については、学術会議と必ずしも一致を見ていない、とされている。
- ・学術会議の自己改革に期待しつつ、CSTIと学術会議は「車の両輪」であるとして、「対話」を継続するというスタンスが表明されている。
  - → 問題は、政府がどう判断するか。「政策討議」は材料のひとつにす ぎないことに注意。
- \*CSTIは「科学技術」に関する政府の政策形成を直接に担う立場 学術会議は「学術」の視点から科学者コミュニティを代表して発言する 立場

#### \*第1の論点―「学術」と「科学技術」

#### 「日本の展望―学術からの提言2010」(2010.4.5)

「学術」は「あらゆる学問の分野における知識体系とそれを実際に応用するための研究活動」を総称するものであり、「諸科学の全体」、「それらの領域における幅広い知的創造の活動」を意味するものである。また、「学術」研究は、「真理を追求するという人間の基本的な知的要求に根ざす」ことを本質とし、それゆえ、「研究者の自由闊達な発想を源泉として展開されることによって優れた成果を期待できる」ものであり、近代の大学制度を支える学問の自由の原理は、まさに「学術」の論理と相照応するものにほかならない。

「学術」には、「科学」の用語に含まれる「知の多元化」(専門分化)への傾向性に対して、人間の知的、創造的営みを大きく一つのものとして包括的に捉え、諸科学のあり方を総合的に追究するという課題が託されていると見ることができる。

「科学技術」は、二つの点において、学術のコンセプトを狭隘にするものである。一つは、 科学技術基本法が示しているように、人文・社会科学の知的営みを含まないこと、そしてもう一つは、自然科学の中でも、技術開発志向の科学、科学を基礎とした技術(science based technology)に主要な関心を示していることである。

2020.6 科学技術基本法を改正、科学技術・イノベーション基本法へ。

「イノベーション推進」を基調とする中で人文・社会科学を包含。

#### \*第2の論点―人文・社会科学の役割

#### 「第5期科学技術基本計画のあり方に関する提言」(2015.2.7)

今日、社会が解決を求めている様々な課題に応えるために、自然科学と人文・社会科学とが連携し、**総合的な知を形成する必要がある**との認識はかつてなく高まっている。その際、**現在の人間と社会のあり方を相対化し批判的に省察する、人文・社会科学の独自の役割**にも注意する必要がある。**自然・人間・社会に関して深くバランスの取れた知を蓄積・継承し、新たに生み出していく**ことは、知的・文化的に豊かな社会を構築し次世代に引き継いでいくことに貢献すべき科学者にとって、責任ある課題であることを認識しなければならない。

#### 幹事会声明 「これからの大学のあり方-特に教員養成・人文社会科学系の あり方-に関する議論に寄せて」(2015.7.23)

大学は社会の中にあって、社会によって支えられるものであり、広い意味での「社会的要請」に応えることが求められている。このことを大学は強く認識すべきである。しかし、「社会的要請」とは何であり、それにいかに応えるべきかについては、人文・社会科学と自然科学とを問わず、一義的な答えを性急に求めることは適切ではない。具体的な目標を設けて成果を測定することになじみやすい要請もあれば、目には見えにくくても、長期的な視野に立って知を継承し、多様性を支え、創造性の基盤を養うという役割を果たすこともまた、大学に求められている社会的要請である。前者のような要請に応えることにのみ偏し、後者を見落とすならば、大学は社会の知的な豊かさを支え、経済・社会・文化的活動を含め、より広く社会を担う豊富な人材を送り出すという基本的な役割を失うことになりかねない。

#### \*第3の論点―学術(科学)は何のためのものか:科学的助言

#### 「科学者の行動規範―改訂版」(2013.1.25)

#### 「社会の中の科学」

(社会との対話)「社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・ 決定者に対して政策形成に有効な**科学的助言**の提供に努める。その際、科学者の合 意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明す る。」

(科学的助言)科学者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学者の発言が**世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任**を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の**質の確保**に最大限努め、同時に科学的知見に係る**不確実性及び見解の多様性**について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言) 科学者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

→ 例証としての新型コロナ問題

\*背景

「ブダペスト宣言」(1999)

「知識のための科学」

「平和のための科学」

「開発のための科学」

「社会の中の科学、**社会のための科学**」

→ 「社会の中の科学、社会のための科学」を強調する流れ。 ただし、「真理を追求するという人間の基本的な知的要求に根ざす」 (「日本の展望」) 「知識のための科学」という側面が否定されるわけではない。

#### 幹事会声明「東日本大震災と日本学術会議の責務」(2011.9)

「科学者コミュニティーは、特定の理論や見解に依拠するような偏ったものではなく、多くの専門知に基礎づけられる俯瞰的、中立的な検討を通じて統合的な知を形成し、それに基づいて社会と政府に助言・提言を行うことを求められます。他方、政府は、科学者コミュニティーが自立的に活動することを保障し、科学者に対して問題に関する情報を広く開示し、 科学者コミュニティーの助言・提言を政策的判断の基礎として考慮することが求められます。いうまでもなく、科学者コミュニティーの助言・提言はあくまで政策決定者への助言であり、政策決定が依拠しうる根拠の一つを提示するものにとどまります。」

#### \*第4の論点―科学者と市民

#### 幹事会声明「東日本大震災と日本学術会議の責務」(2011.9.22)

この半年の活動の中で、社会と政府への助言・提言活動とならんで、その必要性が強く感得されたのは、市民に対する説明の活動です。〔中略〕ここにおける日本学術会議の活動は、社会に対する助言・提言の趣旨とあわせて日本学術会議が任務の一つとする**科学リテラシーの普及**という性格をより強く示すものでした。

市民への説明の活動において明らかになったのは、科学者が明確な科学的知識を 市民に伝達することだけではその役割が果たせないということです。市民の感じる 問題、抱える不安、解決への展望を知る要求に対して、学術の側が常に明確な回答 を持ちえているわけではありません。現代社会において、科学にとって問われるが 答えられない問題の存在は、すでに多く指摘されているところです。社会のための 科学(science for society) のコンセプトは、科学者が証明された知を社会に提供 することでよしとするのではなく、社会のなかで科学者ができるかぎりの科学的知 識を提供しながら、市民と問題を共有し、そのコミュニケーションの中で解決を共 に模索するというあり方を要求するものであると考えます。

**若手アカデミー提言「シチズンサイエンスを推進する社会システムの構築を目指して」(2020.9.14)** 

#### \*第5の論点―学問の自由と科学者コミュニティの自律

#### 学術と社会常置委員会「現代社会における学問の自由」(2005.6.23)

学問の自由は、従来は主として、科学者個人のレベルでの自律、組織的には大学の自治、それも教室や部局(学部・研究所)レベルの自治によって支えられるものと考えられてきた。しかし、現代社会における学問を巡る環境の変化は、その狭い枠を越えて、大学全体としての、あるいは個別の大学を越えたそのさまざまな連合体のレベルで、さらには大学以外の組織に属する科学者を含めた専門的あるいは複合的な学界(学協会)レベルで、ひいてはあらゆる専門分野を含む全体としての科学者コミュニティとしての自己統治能力の充実を求めているのである。

#### 「軍事的安全保障研究に関する声明」(2017.3.24)

「軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や**秘密性の保持**をめぐって、**政府による研究者の活動への介入が強まる懸念**がある」。「**国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任**を負う」大学等の研究機関は「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設け」、学協会等は「それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定すること」が必要。

#### cf. 「経済安全保障」

## もうひとつの〈学術会議問題〉

〈学術会議問題〉とは、学術会議の問題であるだけではない。社会と政治の側が、学術や科学(あるいは「専門知」)にどう向き合っているか、向き合うべきかを問うことと一体でなければならない。

- \*「学術の中心」としての大学に対する政策
  - ・学術の商業化ー「稼げる大学」
  - ・学術の継承の危機
- \*政治と行政における専門知
  - ・政治による専門知の軽視と選択的利用
  - ・専門知の担い手のとしての官僚制の劣化
  - ・専門的判断の前提となる記録の保存と公開の責任の軽視
- \*社会における「専門知」の相対化
  - ・〈専門知と総合知〉〈専門知と市民知〉から「エコーチェンバー現 象」「ポスト真実」まで
  - ・民主主義にとっての多様な含意